

新型コロナウイルス感染症により収入等に影響を受けた方への 介護保険料の減免制度について

広島市

新型コロナウイルス感染症により、収入が減少したなどの影響を受けられた 65 歳以上の方は、申請により、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

減免を受けるには、申請が必要です。

① 新型コロナウイルス感染症により生計中心者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

減免を受けられる人	申請に必要なもの
次の要件に該当することが必要です。 1 新型コロナウイルス感染症により生計中心者が死亡した、又は重篤な傷病を負ったこと	1 被保険者証又は介護保険料納入通知書 2 死亡：死亡診断書 重篤な傷病：医師の診断書（1か月以上の治療が必要なことが記載されているもの）

【減免内容】 減免期間の保険料を免除

② 失業や休業などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活に困窮している人

（以下の2つの要件があります。いずれも該当する場合は減免額が大きくなるものを適用します。）

減免を受けられる人	申請に必要なもの
<要件1> 次の全ての要件に該当することが必要です。 1 生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき額を除く）が前年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること （事業収入等の中には、特別定額給付金や持続化給付金などの各種給付金を含みません。） 2 生計中心者の前年中における合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が 400万円以下であること	1 被保険者証又は介護保険料納入通知書 2 収入減少の原因が分かるもの 離職証明書、入院証明書、休業・廃業に関する届出書、営業収支の帳簿・会計簿など 3 令和3年の収入額と、令和4年の収入見込額が分かるもの （※ 該当される場合、次のものもご提出ください。）
<要件2> 次の全ての要件に該当することが必要です。 1 生計中心者が失業、入院、死亡、事業の休廃止等により、今年の収入見込が前年収入の2分の1以下に減少していること 2 世帯全員の今年の収入見込月額が減免基準額の130%以下であること（収入の中には、非課税の遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険、仕送りなどを含みます。）	・ 保険金、損害賠償等により補てんされる金額が分かるもの ・ 令和3年分確定申告書の写し ・ 令和3年中に国や県から支給された課税対象の助成金等の種類と金額が分かるもの ・ 非課税の遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険、仕送りなどの額が分かるもの

【減免内容】 <要件1> 生計中心者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額、前年の合計所得金額をもとに所定の算定式により算定します。
 ※ 前年の合計所得金額が0円の場合は減免を受けることができません。

$\text{減免対象保険料額} = \text{保険料額} \times \frac{\text{事業収入等に係る前年の所得の合計額}}{\text{前年の合計所得金額}}$	
前年の合計所得金額	減免対象保険料額における減額割合
210万円以下であるとき	全額
210万円を超えるとき	10分の8

<要件2> 第4段階から第13段階までの保険料の人は第3段階相当に減額
 第2段階又は第3段階の保険料の人は第1段階相当に減額

減免申請についてのQ & A

Q 1 令和3年中の収入はどのように確認すればよいですか？

A 1 課税証明書等によりご確認ください。広島市職員が前年度の税情報を確認することに同意された方は、次に該当する場合を除き、特に提出書類等はありません。

【確定申告されている場合】令和3年分確定申告書（第一表）の写し

【助成金等の支給を受けられた場合】令和3年中に国や県から支給された課税対象の助成金等の種類と金額が分かる書類の写し

Q 2 令和4年の収入見込み額はどのように確認すればよいですか？

A 2 減少前と減少後の給与明細や帳簿など減収額が分かるものをご提出ください。

給与明細を紛失された方や、収入が全くなかった方など、書類の提出が難しい方は、給与支給日前後の明細が印字された通帳の写し等をご提出ください。

Q 3 主たる生計維持者とは誰になりますか？

A 3 同一世帯の中の世帯主、又は同一世帯の中で最も所得が多い方を、主たる生計維持者と判断します。

Q 4 保険料の減免期間はいつまでですか

A 4 令和4年4月から令和5年3月までの保険料が減免対象です。ただし、死亡・重篤な傷病の理由により減免を受けられる方は、その事由が発生した月から令和5年3月までが減免対象になります。

◎ 詳しくは、納入通知書を送付している区の福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

【各区の問合せ先】

区 分	所 在 地	電話番号等
中 区福祉課高齢介護係	〒730-8565 広島市中区大手町四丁目1番1号 (大手町平和ビル内)	TEL 504-2478 (直通) FAX 504-2175
東 区福祉課高齢介護係	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9番34号 (東区総合福祉センター内)	TEL 568-7732 (直通) FAX 568-7781
南 区福祉課高齢介護係	〒734-8523 広島市南区皆実町一丁目4番46号 (南区役所別館内)	TEL 250-4138 (直通) FAX 254-9184
西 区福祉課高齢介護係	〒733-8535 広島市西区福島町二丁目24番1号 (西区地域福祉センター内)	TEL 294-6585 (直通) FAX 233-9621
安佐南区福祉課高齢介護係	〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 (安佐南区総合福祉センター内)	TEL 831-4943 (直通) FAX 870-2255
安佐北区福祉課高齢介護係	〒731-0221 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内)	TEL 819-0621 (直通) FAX 819-0602
安芸 区福祉課高齢介護係	〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 (安芸区総合福祉センター内)	TEL 821-2823 (直通) FAX 821-2832
佐伯 区福祉課高齢介護係	〒731-5195 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号 (佐伯区役所別館内)	TEL 943-9730 (直通) FAX 923-1611